

# 近世京都の火災と復興—嘉永7年の大火と安政内裏造営期の京都—

The Great Fire and the Rehabilitation in Kyoto in the 1850's

鈴木 栄樹 (京都薬科大学)

SUZUKI Eiju (Kyoto Pharmaceutical University)

Kyoto, which is a historic city with many traditional, cultural assets, suffered some conflagrations in the Edo period. Among them is the great fire of 1854, when the Shogunate Government concluded an amity treaty with the USA and Russia. This fire burnt down the Imperial Palace and thousands of people's houses in only hours. This report is a rough sketch of the Kyoto conflagration and the reconstruction of the city in a difficult situation.

## 1 はじめに

嘉永6(1853)年6月、アメリカ使節ペリーが浦賀に来航、翌7年3月、日米和親条約が締結され、日本国内は幕末の動乱期を迎えることになる。その直後の4月6日昼、京都では女院御所内から出火し、天明大火後の寛政期に造営された内裏が炎上した。ついで火炎は烏丸通を越えて西進して千本通に至り、北は今出川通から南は丸太町通近辺にまで迫り、翌7日早朝に至って鎮まった。焼亡地域は、現在の上京区のほぼ南半地域に相当し、焼失町数は190余町、焼失家数は5,400余、うち町家が5,100近くをしめ、一般庶民の被災規模も甚大であった。

本報告では、この嘉永7年の大火とその後の市中の復興過程の様相を内裏の新造と関わらせつつ辿っていく。史料としては、主として、京都町奉行所から各町々に下された町触を利用している<sup>1</sup>。なお、史料の引用にあたっては、理解しやすいように読み下し文とした。

## 2 嘉永大火の様相

まず、この日の火災の概略を、現在の京都駅辺に住んでいた庶民の記録から見ておこう。当時、山城国葛野郡東塩小路村(現、下京区東塩小路町)で頭百姓をつとめていた若山要助は、その日の日記に以下のように記していた<sup>2</sup>。

四月六日 晴

①今午ノ刻、②仙洞様御築地内、北の方、大宮御所より出火にて、③上の御所炎焼いたし、もつとも、仙洞様残らず、上の御所残らず、それより一条様御殿残らず焼失、それより烏丸通り火

相廻り、上は今出川、下は下立売、西は千本通迄焼失いたし候。誠に恐入り候事にて、④先年天明年中このかたの出火にこれあり候。⑤漸々その夜寅の下刻に鎮まり申し候、もっとも⑥近国の御大名様方残らず御出馬これあり、且又⑦禁裏様御事は聖護院宮様へ御入りこれあり候

ここには、①火災の発生が昼頃であり、②火元は仙洞御所築地内の北方であったこと、③火災の被害としては、禁裏御所・仙洞御所が炎上し、さらに④烏丸通を超えて西へと延焼していったこと、⑤翌7日の早暁に鎮火したことなど、ほぼ正確に記録されていると言える。さらに、⑥火災への対応として、京都近辺の大名が出動したこと、また、⑦天皇（禁裏様）が、聖護院へ避難したとの情報をも得ていた。

なお、⑥の京都近辺の大名というのは、享保7（1722）年以来、京都火消役を担当することになった近江膳所藩・山城淀藩・丹波亀山藩・大和郡山藩の4藩などを指すと思われる<sup>3</sup>。

火災は失火であり、芝御殿（孝明天皇の異母姉敏宮の居所）内住居の孝順院（掌侍、仁孝天皇妃、1809～1875）下女紅梅が梅の木についた毛虫を焼き殺そうとしたところ建物の屋根に飛び火、さらに東南からの強風に煽られたことによる。「毛虫焼け」と称される所以である。

また、京都所司代脇坂安宅の日記から、被災の状況を示すと次のとおりである<sup>4</sup>。

寺社：24所　　堂上：14家　　同抱屋敷等：9所

地下官人以下：82戸　　藩邸以下：15所　　堂上家来：150戸

武家家来：30戸　　町家：5,078　　町数：約190

次に、火災の現場にかけつけた人物の記録から、この大火の具体的な様相を窺っておこう。禁裏御所北側に居宅のあった冷泉家の第20代当主冷泉為理（1825～83）は、出火当時は邸にいたが、黒煙の立ち上るのを見て芝御殿の火災を知るや、すぐさま身支度を済ませ、家司に万一大火になった際の家内の始末や避難を託して御所に向かった。為理の日記「為理卿記」<sup>5</sup>は、次のように記している。

四月六日、甲戌、晴　午の刻少し下り、机に居てふと南の方を見るに、墨色のごとき煙、はなはだ盛んに立ち昇り、撰〔旋〕風はげしく乾の方にうちなびく。失火と心得候に、鐘も聞こえず。しかし近火には相違なしと、家司義雅に命じ、その火元を高見より見るべく申すに、しばらくして顔色変じ来たりて、旧院北御隣、当時敏宮御住所の芝御殿の由申す。予驚き、早速衣冠を着し、緒を元結に懸け、太刀を持ち、義雅に申す。火盛んの様子、自然大火に相成候節は、皮笈は勿論、文庫はじめ蔵々の堅固の用意、家内無事立ち退くべき等、荒々命じ、馳せ参内す。〔中略〕廊下

を行くに、何様南殿半ば焼亡、黒雲の如き煙の内に紅の火炎、火炎として書くにも書けず、言ふにも言へず、誠に恐れ入り候ことなり。〔中略〕火の追ひ来たること矢よりも早し。時節来たると観念。内侍所第一に火飛び焼亡。〔天皇は〕程よく御滞りなく、御立ち退き出来、劔璽同上。

それから為理は、下鴨神社、ついで聖護院に避難する天皇に扈従し、また途中で家内の無事を聞き、愛宕・秋葉山など火伏の神仏に礼を述べる。

〔中略〕下鴨の入口にて西南を見るに、何方にも候や、竈の下を焚く如きの火なり。夢なり、夢なり。〔中略〕其内、鶏鳴、鳥鳴いて東の空明け渡る。西の空、赤し。退煙の色に成り、卯刻過ぎ頃、漸く全く鎮火。上は寺内辺り、西は千本、下は榎木町迄也。軒数知らず。消鐘の音を聞き、大いに安心いたす。誠に天明此方の大火也。時至るとは雖も、恐るべき候事なり。

### 3 仮御所と内裏新造の準備

内裏の類焼によって、孝明天皇は、いったんは下鴨神社、さらに聖護院へと難を避けた。聖護院は、天明の大火の際にも、光格天皇の仮御所となった門跡寺院である。さらに4月15日、禁裏御所北側の桂宮邸が仮御所とされ、新内裏が完成するまでの約1年半の期間を孝明天皇はここで過ごすことになる<sup>6</sup>。

孝明天皇が桂宮邸へ移ってまもない4月19日、幕府では老中阿部正弘を総奉行とし、勘定奉行石河政平・京都町奉行兼作事奉行浅野長祚らをして工事を担任させた。他方、朝廷では同月21日に議奏の橋本実久・万里小路正房、修理職奉行の中山忠能・大原重徳らを造内裏御用掛に任じた。内裏の新造は、幕府・将軍家の援助のほか、諸大名や有力町人らからの献金に支えられ、火災後1年ほどした安政2年4月以降に本格化し、同年11月23日、孝明天皇は新内裏への還幸を果たした。当時は、日米和親条約締結直後のことでもあり、幕府にとって朝廷との関係は政治的にも重要度を増した。4月19日、総奉行となった阿部正弘は京都所司代脇坂安宅に向けて、将軍の意向を次のように伝えていた。

当節、海防を始め、品々御事多に候えども、御造営の儀、御先例にては余程時日相懸かり候えども、此度の儀は御別段之御事、何事を差し置かされ候ても、何卒一日も早う御出来に相成り候様成し進められたく、同列共格別精を入れ申し談じ取り計らい申すべき旨、呉々も厚く仰出さる

さらに、阿部は、「御造営御速成相成り候様取り計らう」とはいえ、「御麓略之儀は取り計らい申さず、万端入念取り計らう」意であり、この点を朝廷側が取り違えることのないようにと、念を押している。

朝廷への配慮は、失火関係者の処分においても示された。幕府による処分となった場合には重罪として扱われるので、「格別の御宥免」をもって、朝廷内の処分―「御所表限にて御咎の御沙汰」―となった。その結果、失火の原因をつくった紅梅は解雇―「御憐愍をもって咎められず、永暇申し付けらる」―、その監督責任者ともいえる孝順院は、7月20日から「遠慮閉門」を命ぜられた（閏7月20日に赦される）。

## 4 大火直後の市中対策

大火後の市中に向けて、幕府＝京都町奉行所がどのような対策をとったのかということは、当該期の町触から、断片的にはあるが窺うことができる。まず、火災直後の当面の対応としては、以下の諸点が指示された。

- ①火災発生当日から30日間（江戸では4月11日より3日間）の鳴物停止。これは、貴人の死や災害などに際して一定の期間、鳴物を停止させることで、普請の停止や遊芸の音などを禁止して、追悼あるいは謹慎の意を表するものである。
- ②不急の公事訴訟の一時停止（5月7日より再開）
- ③復興資材その他の物品の価格統制や売惜しみの禁止
- ④手間賃や家賃の価格統制
- ⑤町ごとに町役人による火の用心の徹底

## 5 内裏造営と市中の経済統制

内裏については、焼け跡の始末に関わる「灰掻人足」の手間賃が被災地域以外の市中各町や山城国内の各村へ賦課されている。また、以下に見るように、木材の運搬、石材の切出しや運搬に携わる人足、「屋根方」「檜皮方」「壁方」の請負入札、瓦の価格や品質維持などのための「瓦師」仲間への統制などが実施された。

まず、木材関係では、御用木運搬請負入札を公示した嘉永7年7月の町触（509）からは、御用木の運搬経路として、大坂安治川口→伏見→高瀬川→荒神口・清和院口の御用木置場というルートが示されている。同じく同月の町触（508）は、音羽谷からの石材の切り出し、運送について

の請負入札を公示している。

ついで8月にはいと、「屋根方」と「檜皮方」(527)、「壁方」「土砂共運送」「堀手間」(529)の請負入札が公示される。さらに9月の町触(553)では、「瓦師」について、大仏組・深草組・西組散在の三組の仲間組織の再興とそれらによる瓦の売買・価格・品質の統制が指示され、また、許可を受けた「葺師」以外の雇用が禁止された。大仏組・深草組・西組散在というのは、古くから二条城の瓦御用を勤めていた瓦師をさす。天保12(1841)年に諸問屋仲間が停止された際には、それらの「瓦師」仲間も禁止されたものの、「瓦師年番」へ取締りが申し付けられていた。それを「今般諸問屋仲間等再興申し付け候に付ては、右職業の儀も前々の通り再興申し付け」ということになり、また「葺師共儀も無印札の者相雇い申まじく候」とされるに至った。と同時に、「瓦師共儀、瓦値段并葺師手間賃共高値の儀は勿論、性合宜ろしからざる瓦売り渡し候儀、決て致すまじき旨」厳しく命じられた。

## 6 内裏造営工事と冬季の火災警戒

内裏造営工事への著手とともに、冬季に入ると、とくに火災が懸念される。嘉永7年11月10日の町触(562)は、「今度禁裏御所向き御普請に付、御築地近辺の町々別て火の元入念、町役の者繁々相廻り油断なき様」関係の町々へ指示された。ここで関係の町々としては、西は室町通まで、東は河原町まで、北は相国寺門前まで、南は夷川通までの地域が指定されている。そして、もし出火の場合には、これらの町々より「町夫代人足」が一人ずつ、夜分の場合なら他に「挑燈〔ちょうちん〕持」が1人ついて、新在家御門(蛤御門)外へただちに駆けつけるべし、とのことであった。「町夫代人足」というのは、安永8(1779)年に定められた制度で、各町々が雇う火消し人足のことであり、火災の際には町奉行・与力の指揮下にはいることになっていた。

## 7 内裏造営工事と市中の治安

内裏造営工事が始まると、江戸や他国から京都へ流入する人々が増加し、市中の経済・治安・交通の乱れが懸念されるに至った。

安政元年12月の町触(581)は、内裏造営工事の開始とともに、江戸表より諸役人が、また諸国からも諸職人等が日を追って大勢入京してきたため、「米穀その外諸色共高値にこれなき様売買致すべき」こと、また「諸色共目立ち候程引下げ、実体に売買致すべき」ことが厳しく指示された。具体的には、以下のような諸点が列挙されている。

- ①諸職人ならびに人足日雇から車力運送等にいたるまで、内裏造営に便乗して賃金等の引上げをしないこと
- ②内裏造営関係の御用品にかこつけ、往来などにて牛遣ひ・車方・馬士（まご）・歩行荷持の者等は、「がさつがましき儀」を決してしないこと
- ③京地は材木等に限らず、諸品を大坂・伏見・大津表より買い取る土地であるので、そうした地域とも交渉して諸品いずれも格別安値に商売すること
- ④内裏造営中に江戸から上洛する諸役人、その家来など関係者が、無銭飲食や押買い・押借りなどをした場合には遠慮なく訴え出ること
- ④については、翌安政2年2月の町触（594）が、内裏造営の関係者であることを装って「煮売屋等え罷り越し、代銭相払わず、又は御普請御用と相記し候札を提げ、無銭にて芝居・辻打等え罷り越し候者これあり候趣相聞え、不届の至」として、犯人の奉行所への引き渡しを重ねて指示していた。

## 8 内裏造営工事と労働力不足

他方、内裏造営工事の進捗は、市中の家々の再建ともあいまって、労働力の不足と手間賃の高騰とを惹き起こすことになった。

安政2年1月の町触（587）は、内裏造営工事に関して、「御普請格別御急の儀に付、出入数増方の儀再応申し渡し候えども、とかく出入数相進まず、右は洛中洛外諸手伝方等の者共儀、賃金引上げ、雇入れに難儀致し候故の儀にも相聞こえ」とし、内裏造営工事にともない労働力が不足し、また手間賃が高騰している状況を窺わせている。同じ町触は、また、日雇頭伊蔵のほか、枡屋市右衛門・近江屋権四郎・松屋弥助・山崎屋喜兵衛ら請負人が、強引に雇入交渉をしないよう厳重に注意しているとしつつ、もし彼らから交渉があった場合には、誠意をもって応じるよう指示していた。さらに、町方の復旧工事について、内裏造営工事が済むまでは、人足等の雇用にあたってはそうした状況をよく考慮するよう述べていた。

そのため、市中の町家の復興は遅れがちであった。安政2年8月15日の町触（620）は、当時の状況を次のように述べている。

禁裏御所向き御普請、御建物相揃ひ、追々御規式もこれあり、程なく遷幸の御時節にも至り候間、それ迄は御所近辺町々自身番をも可申付候えども、去夏類焼家並も建揃い申さず町分もこれあり、殊に無人の町などは難儀に及ぶべく、依て自身番は申付ず候間、御所近辺式町四方の者は申し合わせ、町内限り見廻り、火の元入念候儀精々申聞べく候

## 9 内裏造営工事の進展

内裏造営工事は、火災から1年ほど経った安政2年3月には、内装の準備に入ってきた。3月1日には、和歌を家職とする冷泉・飛鳥井両家の当主である冷泉為理と飛鳥井雅典とが和歌奉行を命ぜられた。新造内裏の清凉殿・小御所の障子（襖障子）には、四季絵や年中行事絵などの大和絵が描かれる。そして、それぞれの障子の上方には色紙形が押され、障子絵の画題を詠んだ和歌が認められることになっていた。為理と雅典とが命ぜられた和歌奉行とは、こうした新造内裏の内装に関わる重要な実務をとりしきる職であった。5月12日には、関白以下歌道堪能の人に命じて小御所障子の和歌の詠進がなされた<sup>7</sup>。

また、安政2年7月には、内裏造営に関わる岸連山・岸竜山・岸竹堂・円山主水・中嶋来章・中嶋有章・嶋田雅喬など絵師17名の居宅近くにおける火災への注意が触れられる（619）—「右絵師共儀、今度禁裏御所向き御普請御絵御用相勤め候に付、御絵下夕仮張等御下げ、銘々居宅等にて仕立方に取掛り候間、右名前書の向き夫々二町四方、別て入念候様申通すべく事」。

他方、3月18日には、新造内裏の木作始地曳の儀が執り行われ、越えて4月8日には造内裏礎立柱式が挙行された。以下、8月24日の造内裏上棟、10月2日の新内裏地鎮祭と、工事が急ピッチで進められた様子を窺うことができる。

## 10 孝明天皇の新造内裏への還幸

安政2年11月2日の町触（632）は、孝明天皇の新造内裏への還幸をつげ、「今出川御門外より同烏丸迄并伏見殿御構内新道共、明三日より還幸相済候迄車留、并同日より来る九日迄牛馬往来相成がたき旨」市中に指示した。ついで、安政2年11月15日の町触（634）は、来る23日卯刻の還幸を告げ、「桂皇居西面御門を北え、今出川惣門を西え、室町、三条大路、堺町通北え、堺町御門より後院、西大路北え、建礼門、承明門より入御」という還幸の道筋を示して「御道筋御見通し等に不浄の品差し置かず、取除がたき分は御目障りに相成らず候様囲ひ等致すべく」と命じていた。

## 11 おわりに

安政2年11月23日の孝明天皇の還幸は、内裏のうち天皇の居所などの主要部分が竣工したことを示すものであり、全体の工事自体はその後も継続された。内裏の早急な再建は、市中の復興

事業を遅らせる原因ではあったが、他方では、対外状況も含めた当時の状況にあっては、復興への励みを与えた面もあったように思われる。

嘉永7年の大火ののち、京都は安政5(1858)年6月、今度は現在の下京地域が火災に見舞われる。さらに、元治元(1864)年7月、禁門の変にともなう「どンドン焼け」(甲子兵燹)は、現在の上京南半部から中京・下京区域にわたる広汎な地域を焼亡させた(町数750余、家数3,200余)。幕末の動乱期、急速に政治の中心となった京都は、同時に火災という災厄にたびたび見舞われた都市でもあった。幕末京都の歴史を振り返る際にこうした事実を忘れてはならないであろう。

また、さいわい明治以降の京都は、大きな火災を経験することなく今日に至っている。このことと幕末の度重なる火災の経験とを単純に結びつけるわけではないが、有効な消火・防火手段を持ち得なかった時代における火災の経験は、次の時代にどのように生かされていったのか、こうした点も配慮される必要があるだろう。

(2006年12月26日)

---

<sup>1</sup> 京都町触研究会編『京都町触集成』第12巻、岩波書店、1995年。以下、同書からの史料の引用に際しては史料番号を掲出しておく。

<sup>2</sup> 京都市歴史資料館編『若山要助日記』上巻、同館、1997年

<sup>3</sup> 最近の研究として、藤本仁文「近世京都大名火消の基礎的考察」(史学研究会『史林』第88巻第2号、2005年3月)を挙げておく。

<sup>4</sup> 宮内庁蔵版『孝明天皇紀』平安神宮、1967年

<sup>5</sup> 財団法人冷泉家時雨亭文庫蔵。なお、冷泉貴美子「冷泉為理卿記」12～14(『しくれてい』第12～14号、財団法人冷泉家時雨亭文庫、1985年3月、6月、9月)を参照。

<sup>6</sup> 以下、本節の記述は、主として前掲『孝明天皇紀』による。

<sup>7</sup> 21世紀COEプログラム平成17年度報告書『冷泉為理『安政度造営 清凉殿障子新調記』—翻刻と解説—(立命館大学COE推進機構/立命館大学歴史都市防災研究センター、2006年3月)を参照。

[その他の参考文献]

京都市歴史資料館編(担当:小林丈広)『京都町式目集成』(叢書 京都の史料3)京都市歴史資料館、1999年  
京都市『京都の歴史 第六巻 伝統の定着』「第一章第三節 災害と町の変貌」学芸書林、1973年

京都造形芸術大学編『京都学への招待』「第二章第六節 町の焼亡」角川書店、2002年

樋爪 修「江戸時代の京都大名火消—膳所藩を例として—」(『近江地方史研究』27、1992年)

樋爪 修「江戸時代の京都町火消」(『京都市歴史資料館紀要』10号、1992年)

日向 進「大火とまちづくり」(高橋康夫・中川理編『京・まちづくり史』昭和堂、2003年)

丸山俊明「京都所司代・京都町奉行所と御所の消防—江戸時代の京都の消防の研究(その3)—」(『日本建築学会計画系論文集』591、2005年)

丸山俊明「京都火消と京都常火消—江戸時代の京都の消防の研究(その4)—」(『日本建築学会計画系論文集』594、2005年)

安国良一「京都天明大火研究序説」(『日本史研究』412、1996年)